

6 体育・健康安全に関する指導

(2) 学校保健

基本的な考え方

学校保健は、保健教育及び保健管理の諸活動を通して児童生徒の健康の保持増進を図り、学校教育目標の達成に寄与することを目指して行われる。その活動の円滑な実施と成果の確保のために、全教職員の共通理解に基づいて役割を明確にした上で組織的に活動を推進するとともに、家庭及び地域の関係機関等との連携を密にするための組織活動の充実が求められる。

保健管理

保健管理は、学校保健安全法等の法令に基づき、児童生徒の健康及び学校環境の管理を行うものである。全教職員の協力の下に実施されるべきもので、健康観察、健康相談、健康診断の実施、感染症の予防、救急処置、学校環境衛生の活動が挙げられる。

保健教育

保健教育は、児童生徒の発育・発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行われる必要がある（次頁表参照）。

教科における保健教育は、学習指導要領の目標の実現を目指し、現在及び将来の生活において自他の健康に関心を持ち、その大切さについての認識を深めるとともに、健康に関する課題に対して保健の知識及び技能等を習得、活用して、自他の健康の保持増進や回復を目指して的確に思考、判断し、それらを実現することができるような資質・能力の育成を図ることを目指す。

特別活動における保健教育は、健康・安全についての意識向上と、健康・安全な生活を送るためのより具体的な実践力の育成を目指すとともに、教科で学んだことや健康生活の実態に基づき現在の生活を健康に送るための具体的な課題解決方法の習得を目指す。

保健教育を組織的かつ計画的に進めるためにも、学校の教育活動全体を通じて主に集団の場面での必要な指導や援助を行うガイダンスと、個々の児童生徒が抱える課題を受け止めながら、その解決に向けて主に個別の会話・面談や言葉かけを通して援助や指導を行うカウンセリング機能を充実していくことが大切である。

組織活動

学校保健活動は、全教職員が学校保健に関する共通理解に立ち、それぞれの責任を明確にし、互いに連携を保ちながら協力して行うことが大切である。また、児童生徒が生涯を通じた健康づくりを推進していくためには、家庭との連携が重要であり、児童生徒の現代的な健康課題に適切に対応するためには、地域の関係機関を含めた地域レベルでの連携が必要である。

組織活動として機能を発揮するためには、次の点が大切である。

- 1 校内における教職員の協力体制を確立するとともに、学校保健に関する校内研修を充実させる。
- 2 家庭との連携を図る。
- 3 地域社会との連携を図る。

4 学校保健委員会の組織化と運営の活性化を図る。

学校保健委員会は、学校における健康に関する課題を研究協議し、健康づくりを推進するための組織であり、校長、養護教諭、栄養教諭・学校栄養職員等の教職員、学校医、学校歯科医、学校薬剤師、保護者代表、児童生徒、地域の保健関係機関の代表等を主な委員とし、保健主事が中心となって運営する。この学校保健委員会を通じて、学校内の保健活動の中心として機能するだけでなく、学校、家庭、地域の関係機関等の連携による効果的な学校保健活動が展開されることが期待できる。

資料⑦ P162

〈薬物乱用防止教育の徹底〉

府内児童生徒の大麻取締法違反での相次ぐ検挙事案を受け、薬物乱用防止教育の徹底について通知してきた。しかしながら、府内少年の同検挙数人員は高止まり状態で、少年への大麻の蔓延が懸念されることを踏まえ、府内全ての学校で薬物乱用防止教室を年度当初に実施するとともに、家庭・保護者はもとより、警察や学校薬剤師等関係機関との連携を強化し、教科等横断的に学校教育活動全体で薬物乱用の根絶に向けた取組を徹底する必要がある。

保健教育における教科学習と指導

	保健教育における教科学習	保健教育における指導
目 標	健康を保持増進するための基礎的・基本的事項の理解を通して、思考力、判断力、意思決定や行動選択等の実践力の育成を図る。	日常生活における健康問題について自己決定し、対処できる能力や態度の育成、習慣化を図る。
内 容	学習指導要領に示された教科としての一般的で基本的な心身の健康に関する内容	各学校の児童生徒が当面している、または近い将来に当面するであろう健康に関する内容
教育課程への位置付け	体育科保健領域（小学校）、保健体育科保健分野（中学校）、保健体育科科目保健（高等学校）、関連教科等	特別活動の学級活動、ホームルーム活動を中心とした教育活動全体
進 め 方	年間指導計画に基づき、身近な日常生活の体験や事例等を用いた話し合い、ブレインストーミング、実習、実験等多様な指導方法を工夫して進める。	学校の実態等に応じて、個人、集団を対象とする。発達段階に応じて、取扱う内容、適切な時期や機会を設定し、計画的に実施する。
指 導 者	学級担任、教科担任、兼職発令を受けた養護教諭等	学級担任、養護教諭、栄養教諭・学校栄養職員、学校医、学校歯科医、学校薬剤師等

《参考資料》

- 「新型コロナウイルス感染症の予防～子供たちが正しく理解し、実践できることを目指して～」
(文部科学省 令和4年3月改訂)
- 「高等学校保健教育参考資料 改訂『生きる力』を育む高等学校保健教育の手引」 (文部科学省 令和3年3月)
- 「中学校保健教育参考資料 改訂『生きる力』を育む中学校保健教育の手引」
(追補版) 「感染症の予防～新型コロナウイルス感染症～」 (文部科学省 令和2年3月)
- 「小学校保健教育参考資料 改訂『生きる力』を育む小学校保健教育の手引」 (文部科学省 平成31年3月)
- 「保健教育における個別指導の考え方、進め方」 (日本学校保健会 令和6年3月)
- 「保健教育の指導と評価 令和4年版」 (日本学校保健会 令和5年3月)
- 「喫煙、飲酒、薬物乱用防止に関する指導参考資料 高等学校編」 (日本学校保健会 令和3年度改訂)
- 「喫煙、飲酒、薬物乱用防止に関する指導参考資料 中学校編」 (日本学校保健会 令和2年度改訂)
- 「喫煙、飲酒、薬物乱用防止に関する指導参考資料 小学校編」 (日本学校保健会 令和元年度改訂)
- 「少年非行等の実態～令和5年～」 (京都府警察本部生活安全部少年課)